

基本方針の変更の主な内容

背景

港湾法改正(平成26年7月1日施行)

- 国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資制度の創設
- 国際戦略港湾の埠頭近傍の倉庫に対する無利子貸付制度の拡充

- 民有護岸等に対する無利子貸付制度の創設

インフラ長寿命化基本計画等※の策定

- 戦略的な維持管理の推進

その他

- 国際コンテナ物流を取り巻く情勢ほか新たな施策の展開

基本方針の変更内容

【】は、資料1-3 新旧対照表の記載頁を示す。

○「基幹航路の維持・拡大」の必要性

前文【1, 3】 I編1章①国際海上コンテナ輸送網の強化【5】 VI編1章民間活力による港湾運営の効率化【59】

○国・港湾管理者・民間の協働体制構築と課題への対応

前文【3】 I編1章①国際海上コンテナ輸送網の強化【6】 II編2章②基幹航路の国際海上コンテナ輸送【29】
V編2章③関東地域【48】 ⑤近畿地域【52】 VI編1章民間活力による港湾運営の効率化【60】

○港湾運営会社の財務基盤の強化

VI編1章民間活力による港湾運営の効率化【60】

○新たな貨物需要の創出に資するロジスティクス・ハブ機能強化

I編1章①国際海上コンテナ輸送網の強化【6】 II編2章②基幹航路の国際海上コンテナ輸送【29】
V編2章③関東地域【48】 ⑤近畿地域【52】 VI編1章民間活力による港湾運営の効率化【59, 60】

○燃油供給用民間係留施設の耐震改良の必要性

II編7章大規模地震対策施設【34】

○大規模地震対策施設に係る民有護岸等の改良促進

I編2章①災害に強い港湾の構築【14, 15】 II編7章大規模地震対策施設【34】

○戦略的維持管理・更新等の取組

I編6章⑥港湾施設の適切な維持管理【25】

○カスケード現象によるコンテナ船の大型化

I編1章①国際海上コンテナ輸送網の強化【6】

○外内貿コンテナの一体的な取扱い

I編1章①国際海上コンテナ輸送網の強化【7】 ③複合一貫輸送網の強化【8】

○港湾における津波避難対策策定の促進

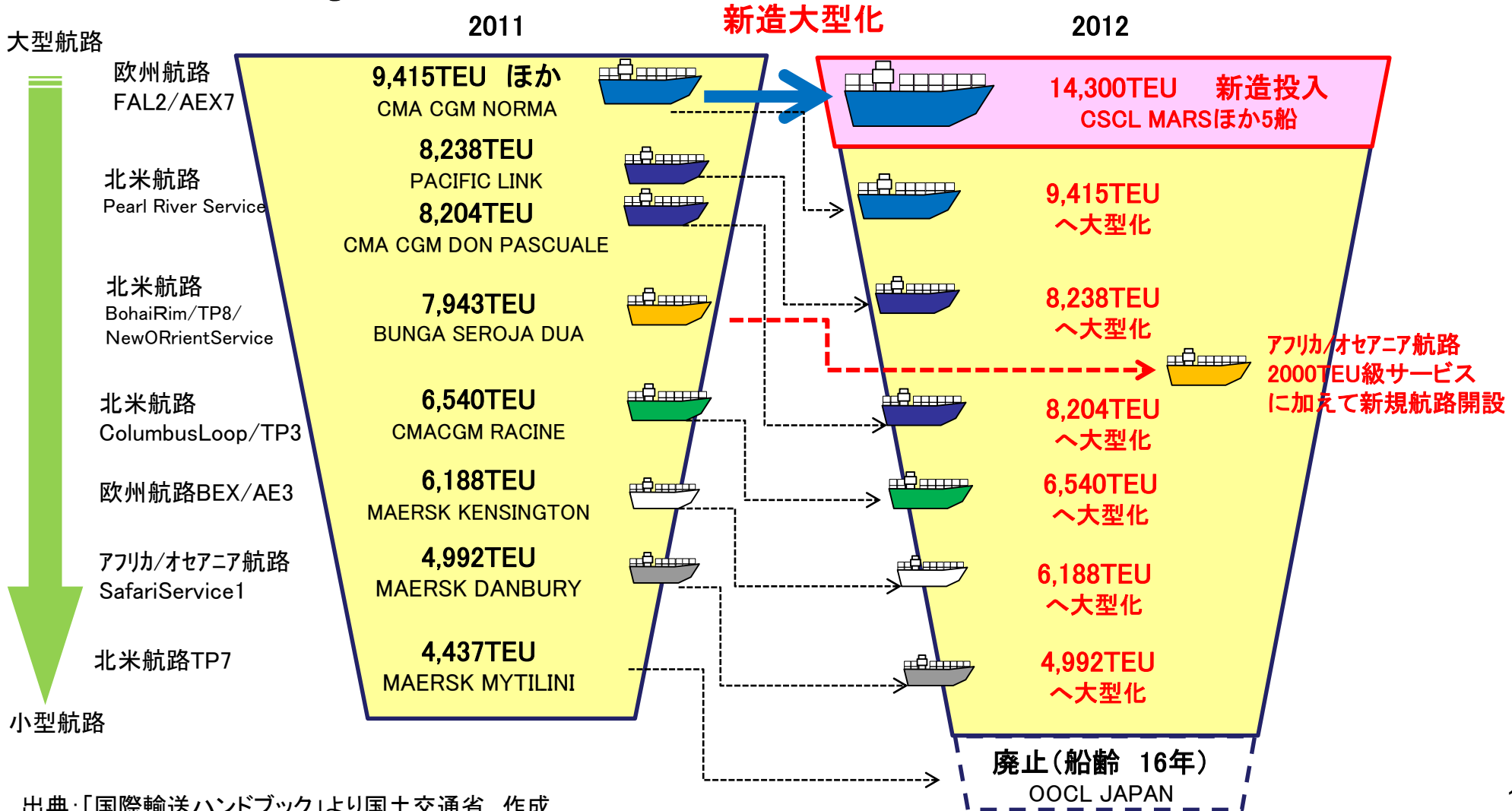
I編2章①災害に強い港湾の構築【15】

※「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月関係省庁連絡会議)
及び「インフラ長寿命化計画(行動計画)」(平成26年5月国土交通省)

カスケード現象の実例（「カスケード現象によるコンテナ船の大型化」関連）

新造大型船の投入により、既存船舶が大型船で置き換わる動きが段階的に進展。
順次、船舶が大型化することで、アライアンス(船会社同士の連携)全体で船舶大型化による輸送強化が図られている。

【CMA CGM/CSCL/Evergreen】



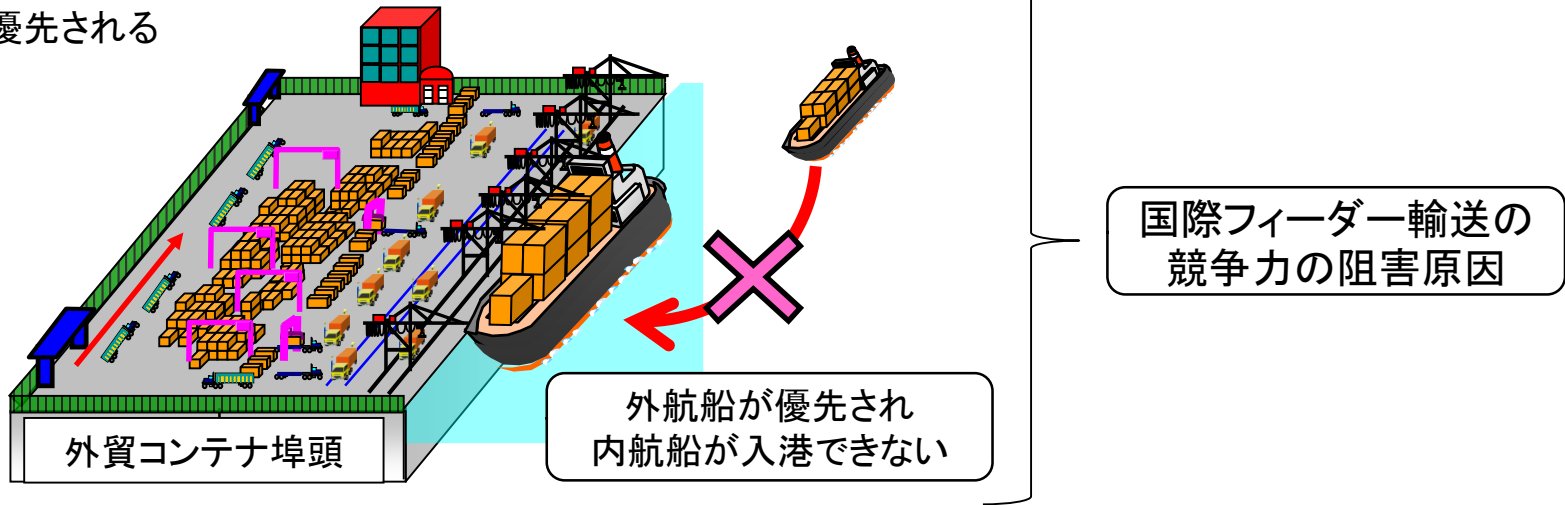
外内貿コンテナ埠頭計画の導入（「外内貿コンテナの一体的な取扱い」関連）

- 内航船が外貿コンテナターミナルに直付けする際、着岸・荷役順で外航船に劣後する等、不利な運用が存在。
- 国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会において、上記課題を踏まえた検討を行い、最終取りまとめ（平成26年1月）で『港湾計画上の取扱いとして「外内貿コンテナ埠頭計画」を導入する』とし、本年3月に港湾計画への記載について通知したところ。
- 基本方針は、港湾管理者が個別の港湾計画を作成する際の適合基準であることから、外内貿コンテナの一体的な取扱いを明記することで、外内貿コンテナ埠頭計画の導入を促進する。

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針

【外貿コンテナ埠頭と位置づけられることによる不利な運用例】

- 外航船が優先される



基本方針の役割

①国の港湾行政の指針
(港湾法第3条の2第1項)

②個別の港湾計画を定める際の指針
(港湾法3条の3第2項)

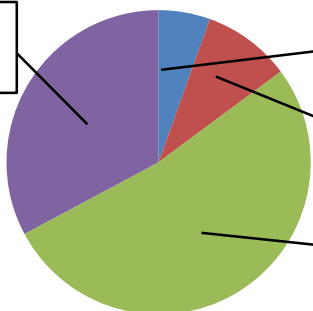
コンテナターミナル着岸における内航コンテナ船への不利な運用を改善するため、基本方針に「外内貿コンテナの一体的な取扱い」を明記、外内貿コンテナ埠頭計画の導入を促進する。

「港湾の津波避難対策」の現状と今後の取組（「港湾における津波避難対策策定の促進」関連）

【現状】

- 港湾局が平成25年9月に「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を策定。
- 策定後、説明会やケーススタディの実施・港湾管理者への周知等行ってきたが、各港湾の津波避難対策の策定は一部にとどまっている。

策定予定なし
42港(33.6%)



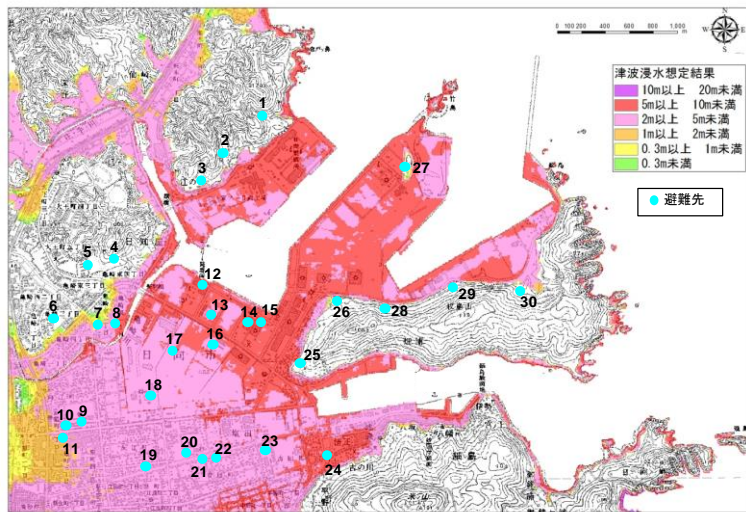
策定済み
7港(5.6%)

策定中
12港(9.6%)

策定を検討中
64港(51.2%)

重要港湾以上125港湾の津波避難対策策定状況(平成26年9月時点)

○ケーススタディの実施



浸水想定及び避難先位置図

- ◆上記に示す避難先の収容人数の総計は港湾エリアの避難対象者人数(一時的な来訪者は含まず)を十分に収容できることが確認された。
- ◆一時的な来訪者対策については留意事項として記載。

【今後の取組】

<優先度の高い地域・分野の取組強化>

- 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域や津波浸水想定が完了した都道府県においては速やかに検討を進めていくよう働きかける。
- 外航クルーズ船の入港が多い港湾においては、外国人利用者向けの情報提供等の方策について検討する。(「安全」もおもてなしの一部)
※「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」(平成26年10月観光庁)、「旅客船事業における津波避難マニュアルの作成の手引き」(平成25年3月海事局)等を踏まえ、港湾管理者が関係者と連携して津波避難対策を検討・推進。

- 港湾管理者が関係者と連携しクルーズ船利用者の避難対策を進めるイメージ

